

高知市立鴨田小学校給食調理場耐震補強に伴う 電気設備工事

図面目次

図面番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書(1)	NOSCALE
E-02	特記仕様書(2)	NOSCALE
E-03	【付近見取図・配置図】	1:600
E-04-1	【凡例・結線図】 (現況・撤去図)	NOSCALE
E-04-2	【凡例・結線図・姿図】 (改修図)	NOSCALE
E-05	【動力設備】平面図 (現況・撤去図)	1:50
E-06	【動力設備】平面図 (改修図)	1:50
E-07	【電灯設備】平面図 (現況・撤去図)	1:50
E-08	【電灯設備】平面図 (改修図)	1:50
E-09	【コンセント設備】平面図 (現況・撤去図)	1:50
E-10	【コンセント設備】平面図 (改修図)	1:50
E-11	【弱電設備】平面図 (現況・撤去図)	1:50
E-12	【弱電設備】平面図 (改修図)	1:50
A-02	付近見取図・配置図兼仮設計画図 (参考図)	1:500

株式会社 掛水環境研究所

高知市南久万204番地8 TEL 088-875-5812
FAX 088-826-7136

項目	特記事項														
高知市立鶴田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事 特記仕様書 I 工事概要 1. 工事場所 高知市鴨部1,155番地 2. 建物概要 <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法に基づく延べ面積</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>都市計画法に基づく用途地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食調理場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考	給食調理場						
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考									
給食調理場															
3. 工事種目 I. 給食調理場 動力設備 一式 撤去工事 一式 電灯設備 一式 発生材処理 一式 弱電設備 一式 4. 関連工事等 <input checked="" type="checkbox"/> 建築工事 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備工事 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備工事 ・ 植栽工事 ・ 外構工事 ・ 解体工事 5. 概成工期 <input checked="" type="checkbox"/> 完成期限の (14) 日前 (令和 年 月 日) 6. 部分使用 (工事請負契約書第3 4条第 1項)															
II 設備工事仕様 1. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の () 内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 4) 特記事項に記載の [] 内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 5) 特記事項に記載の < > 内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。 2. 適用基準等 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修の以下による。 ※ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和 4 年版 ※ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 令和 4 年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 令和 4 年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) 令和 4 年版 ※ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 令和 4 年版 ※ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) 令和 4 年版 ※ 建築物解体工事共通仕様書 令和 4 年版 給水外線工事については、高知市水道局発行の「給水装置工事施工要領」による。 3. 「週休 2 日制モデル工事」の実施について ・ 発注者指定型 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者希望型 ・ 対象外 (理由:) 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休 2 日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休 2 日制モデル工事」試行要領 (営繕工事編) による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html)															
項目	特記事項														
一般共通事項 ① 官公署その他への手続き 工事の着手・施工・完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。 手続き等の費用は受注者の負担とするが、以下の費用については発注者が負担する。(1.1.3) [1.1.3] ・ 給水装置新設分損金 ② 工事実績情報サービス (CORINS) への登録 (請負金額 5 0 0 万円以上) (受注、変更、完成時) 登録の手続きについては、(一財) 日本建設情報総合センターの「建築実績情報のコリンズ・テクリス登録に関する規約」による。(1.1.4) [1.1.4] ③ 書類の書式等 工事の着手に当たり、監督職員立会の下で設計図書等の照査及び施工監理資料作成の打合せを行い記録を整備する。 施工監理資料の内容及び水準は、監督職員が示す「施工監理資料一覧」による。(1.1.5) [1.1.5] ④ 総合工程表 原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。(1.2.1) [1.2.1] ⑤ 総合図 工事の施工に先立ち別途契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。(1.2.3) [1.2.3] ⑥ 施工図等の取扱い 施工図等の内、監督職員の承諾を要するものについては、施工監理資料作成の打合せ時に協議する。 施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。(1.2.3) [1.2.3] ⑦ 工事日誌 週ごとに工事の全般的な経過及び次週の仕事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 また、半月ごとに出来高当初計画と共に記入し、月末には実施工程表を添付する。 電子印鑑の使用及び電子メールによる提出も可とする。(1.2.4) [1.2.4] ⑧ 工事写真 工事写真は L 版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し 1 部提出する。(A4 版紙合) 撮影方法は、国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領 (令和 5 年版)・同解説 工事写真の撮り方 建築編」による。 デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。なお、実施については、国営建設第 1 4 号 (令和 5 年 3 月 1 日付) 「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」による。(1.2.4) [1.2.4] ⑨ 下請負者の報告 各下請負者については、下請負契約前に「下請施工予定報告書」にて監督職員に報告する。 ⑩ 電気保安技術者 適用する (1.3.2) [1.3.2] ⑪ 施工条件 施工日及び施工時間 ※ (1.3.3), [1.3.3] (1) による。 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所 ※ 仮囲内 ・ 図示 その他の施工条件 <input checked="" type="checkbox"/> 既存厨房機器の移設作業は別途工事により行う。移設後、復旧作業を行うため、30 日前には現場作業を完了させること。 <input checked="" type="checkbox"/> 登下校時間等や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。 <input checked="" type="checkbox"/> 資機材の搬入出時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両 (乗用車も含む) が敷地内を通行する際には必ず誘導員のものをつき、公道まで搬入する。 <input checked="" type="checkbox"/> 作業時間・内容・大きな騒音又は振動を伴う作業については施設管理者と協議のうえ、作業時間を指定する場所がある。 ⑫ 工事の保険 工事請負契約後、速やかに工事的目的物、工事材料等に生じる損害、第三者に及ぼした損害を補償する保険を締結する。 保険期間は、工事着工のときから完成期限より 2 4 日後以降までの期間とする。 ⑬ 契約保証 ※ 金銭的保証方式 ⑭ 前払金支出割合区分補正 ・ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ⑮ 交通誘導警備員 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法 (昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号) 第 4 条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対応できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。															

項目	特記事項
16 統括安全衛生管理職務者の指名	労働安全衛生法第 3 0 条第 2 項に基づき指名をする。(1.3.5) [1.3.5]
17 発生材の処理	産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9) により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)。 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下、「廃棄物処理法」という。) 施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに 1 台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分 (埋立処分、海洋投入処分又は再生) を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票 (以下、「マニフェスト」という。) により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にその E 票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にその B 2 票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかに E 票の写しを提出しなければならない。 なお、産業廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 ・ 引き渡しを要するもの () ・ 現場再利用を図るもの () ※ 再生資源化を図るもの (※ コンクリート ※ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※ 木材 ※ アスファルトコンクリート) ※ 有価物処理を図るもの (※ 金属) 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特別管理産業廃棄物の処理方法 (・ PCB 使用機器) PCB 使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 ・ フロン類の回収・破壊を図るもの (・ 業務用エアコンディショナー ・ 冷蔵庫冷凍機器) フロン排出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 ・ 特殊な建設副産物 (・ 六ふっ化硫黄ガス ・ イオン化式煙感知器) 閉閉器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。 < せっこうボードの処理方法 > ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石綿含有及びひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化 (1.3.9) [5.1.1]
18 再生資源利用 (促進) 計画書及び実施書の提出 (請負金額 100 万円以上)	再生資源利用 (促進) 計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム (COBRIS) により作成し、提出は以下による。 計画書については、建設副産物情報センターのホームページ (http://www.recycle.jaic.or.jp) より、利用申請を行う事ができる。 b) 建設資材の利用量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書 (建設リサイクルガイドライン様式 1) を、完成資料として監督職員に提出する。 c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関わらず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書 (建設リサイクルガイドライン様式 2) を、完成資料として監督職員に提出する。 d) 受注者は再生資源利用 (促進) 計画書 (現場掲示様式) を工事現場の見やすい場所に掲げること。 e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用 (促進) 計画書及び実施書を工事完成後 5 年間保存する。
19 石綿含有材の事前調査	事前調査範囲 ※ 改修範囲 <6.1.3> 貸与資料 ※ 有 ・ 既存の設計図書 ・ ・ 無 分析調査 ※ 書面調査及び現場での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 <6.1.3> ・ 行う (調査材料使用部位 調査材料名 検体数) 分析方法 ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。
20 化学物質の室内濃度の測定	※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者ととも実施日等の調整を図り、協力すること。 ・ 本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ トルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ パラジクロロベンゼン 測定箇所 () 箇所 測定時期 ※ 完成前 ・ 着手前 測定対象室 () (1.5.8) [1.6.9]
21 グリーン購入法	「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(グリーン購入法) 及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。(1.4.1) [1.4.1]
22 設備機材等	本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(順不同) また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。(1.4.2) [1.4.2]

項目	特記事項
23 特別な材料の工法	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。
24 技能士の適用	本工事に該当する工事種目に応じて、下記項目の技能士を適用し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 a) 配管施工 (配管工事) b) 熱絶縁施工 (保温工事) c) 建築板金施工 (ダクト製作及び取付) d) 冷凍空調調和機器施工 (1.5.2) [1.6.2]
25 完成時の提出物	公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書による。(1.7.1) [1.8.2] 機器等はメーカー一名、寸法、形式名、品番及び製造番号を記入する。 a) 黒表紙金文字製本 (A 4 版) 1 部 ※ 要 ・ 不要 (完成図、官公庁届出書、取扱説明書、保証書、機器決定図、各種試験成績書、サービス体制表、その他監督職員の指示するもの。) b) 完成図 2 つ折り製本 (A 3 版) 1 部 ・ 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 c) CAD データ (図面 1 枚につき 1 ファイル) 1 部 ※ 要 ・ 不要 d) PDF データ (全図面を 1 ファイル) 1 部 ※ 要 ・ 不要 e) 建築物等の利用に関する説明書 (説明書 (A 4 版)、電子データ) 1 部 ・ 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 f) 工具類 (・ 銚鉄差フック ・ 制水弁ハンドル ・ 掃除口ハンドル)
26 建築物等の利用に関する説明書	作成に当たっては、別契約の関連工事にかかわる説明書との内容の調整を十分行い、なるべく 1 冊にまとめるよう、関連工事等の受注者と打合せをする。内容及び水準は、国土交通省がホームページ上で公開している「建築物等の利用に関する説明書作成の手引及び作成例」を参考とする。(http://www.mlit.go.jp/gobuild/ki_jun_kentikubuturiyou_tabiki.html) 完成図書に当該説明書及び電子データを添付すると共に、施設管理者に別途 1 部提出する。なお、改修工事については、既存説明書の当該工事対象範囲の記載事項を更新することで当該説明書の作成に替えることができるものとする。(1.7.3) [1.8.4]
27 取扱い説明	完成時の提出図書 (建築物等の利用に関する説明書を求める場合はこれを含む) を用いて、施設管理者及び使用者に取扱い説明を行う。取扱い説明の日程は、原則として工事的目的物の引渡し前とし、監督職員及び施設管理者との協議の上決定する。(1.7.3) [1.8.4]
28 不当要求等への対応	暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害 (以下、「不当介入」という。) の排除については次による。 a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者から工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届け出なければならない。 c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除措置を講じなければならない。 d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。
29 不正軽油の使用の禁止	a) 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。 不正軽油とは、地方税法第 144 条の 32 の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。 1) 軽油と軽油以外の炭化水素油 (重油、灯油等) を混和したもの 2) 軽油以外の炭化水素油 (重油、灯油等) と軽油以外の炭化水素油 (重油、灯油等) を混和して製造されたもの 3) 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素 (重油、水素等) b) 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
30 消防計画	工事着手に当たり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。
31 工事用水・電力	構内既存の施設 (用水) <input checked="" type="checkbox"/> 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない 構内既存の施設 (電力) <input checked="" type="checkbox"/> 利用できる (※ 有償 ・ 無償) ※ 利用できない 構内既存の施設を利用し、無償の場合は a) ~ c) による。 a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。 b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。 c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則として、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。 構内既存の施設を利用し、有償の場合は上記 a) ~ c) に d) ~ e) を加える。 d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。 e) 工事用電力は、原則として、既存設備に電力計を設けて、仮設分電盤を設置し、使用するものとする。 四国電力送配電線などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
32 仮囲い	※ 別契約工事 ・ 図示
33 砂利地業	原則として再生クラッシュランを使用する。
34 保護砂	原則として再生砂を使用する。 その場合、六価クロム抽出試験を行い、環境基準に適合すること (0.05 mg/l 以下) を確認し監督職員に提出すること。
35 埋戻し	※ 掘削良質土 ・ 砕石
36 建設発生土の処理	※ 構外搬出適切処理 (搬出前に建設発生土の受入証明及び法令による許可書等を提出する) ・ 構内指示の場所に敷き均し ・ 構内指示の場所にたい積 ・ 構外指示の場所に処分 (搬出調書等を提出する) 受入れ施設名: 受入れ場所: 構外の場合、搬出する車両について、処分場ごとに 1 台のみ写真撮影し、随時監督職員に報告する。 500m ³ 以上を構外搬出適切処理する場合は建設結果表を作成し、再生資源利用計画の添付資料とする。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/kensetuhasseido-hamsyutusaki.html)
37 電気主任技術者への報告	電気設備の設置又は変更については電気主任技術者に報告し、工事立会や竣工検査等の実施、または届け出等に必要な書類図面等の提出について指示に従う。
38 工事特性等	受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に実施内容を所定の様式で監督職員に提出すること。また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出すること。

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名	高知市立鶴田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事			係	係長	課長補佐	課長	図面番号
図 面 名	特記仕様書 (1)	更新日	2024. 4. 1	作 図	年	月	日	E - 01

項目	特記事項																																
電気設備特記仕様																																	
① 機材	メーカーリストによる。																																
② 他工事との取り合い	はり貫通部のスリーブ ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアーチェック、フロアーヒンジ ・ 本工事 ※ 別途工事 天井埋込型器具の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事(掘出しは本工事) ただし、ダウンライト等、切込み寸法が小さい場合は除く 天井点検口の取付箇所の下地材の切込み及び補強 ・ 本工事 ※ 別途工事(掘出しは本工事) 軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地材の切込み及び補強 ※ 本工事 ・ 別途工事 埋込型分電盤、端子盤等の 仮 枠 ※ 本工事 ・ 別途工事 補 強 ・ 本工事 ※ 別途工事 照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート ※ 本工事 ・ 別途工事 屋内の電気室、自家発電室などの基礎、防油堤、ビット(ふたを含む) ・ 本工事 ※ 別途工事 屋外の受変電設備基礎 ※ 本工事 ・ 別途工事 動力機器(電動機など)への接続 ※ 本工事 ・ 別途工事 電話保安器用接地 ※ 本工事 ・ 別途工事																																
③ 電線類	EMケーブルとする。EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。 耐火ケーブル(FP)及び耐火ケーブル(HP)はシースに可燃性ポリエチレンを用いたものとする。																																
④ 電線管	屋外露出配管 鋼管を使用する場合 ※溶融亜鉛めっき ・ プライマ処理後指定色塗装(2回塗り) ビニール電線管を使用する場合 ※カラー管を使用する P F管は単層管(タイプ25)とする。																																
5 呼び線	長さ1 m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。																																
⑥ フラッシュプレート材質	・ 樹脂製 ・ 新金属 ・ ステンレス																																
⑦ カバープレート	用途別表示としてシール等を貼付する。																																
8 接地極	※ 下記による。なお接地極EBの長さは1,500mmとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同接地</td> <td>E A E D</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>A種</td> <td>E A</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>E B</td> <td>200Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>E C</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> <tr> <td>D種</td> <td>E D</td> <td>100Ω 以下</td> <td>E B (10φ) x 1</td> </tr> <tr> <td>雷保護</td> <td>E L</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E P x 1</td> </tr> <tr> <td>高圧避雷器</td> <td>E L H</td> <td>10Ω 以下</td> <td>E B (14φ) x 3連-2組</td> </tr> </tbody> </table> ・ 図面特記による。	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極	共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	A種	E A	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	B種	E B	200Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	C種	E C	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組	D種	E D	100Ω 以下	E B (10φ) x 1	雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1	高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極																														
共同接地	E A E D	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																														
A種	E A	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																														
B種	E B	200Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																														
C種	E C	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																														
D種	E D	100Ω 以下	E B (10φ) x 1																														
雷保護	E L	10Ω 以下	E P x 1																														
高圧避雷器	E L H	10Ω 以下	E B (14φ) x 3連-2組																														
9 埋設表示	雷保護設備用及び共同接地極の表示 ・ 黄銅板製 ・ ステンレス製 上記以外の接地極及び地中配線の表示 800 x 300のコンクリート杭又は、プラスチック杭に方向種別を彫り込んだもの。 ただし、舗装された場所は鉄製ピンとする。 地中配線には電圧、線路長に關係なく標識シート(ダブル)を管頂と地表面の中間に設ける。																																
⑩ 再使用機器	取外し再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定の上、取付のこと。 [1,4,3]																																
⑪ 絶縁抵抗等の測定	工事着手前に既存の電気設備の絶縁抵抗等を測定し、測定表を監督職員に提出する。																																
⑫ 補修など	工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。																																
⑬ 屋上・屋側の支持金物	原則としてステンレス製とする。(装柱金物は除く)																																
14 結露防止	内側断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取り付ける。																																
15 はつり	既存のコンクリート床・壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを用いる。																																
16 あと施工アンカー	あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとする。																																
⑰ 配線器具	タンブラスイッチは大角型適用形(ホーム入)とする。 壁付コンセントは原則として大角型適用形とし、適用形以外はプラグ付とする。 单相200V、発電機回路等のコンセントは、プレートに電圧・電源等の表示を行う。 呼出ボタンは点字付とする。																																
⑱ 照明器具等の接地	接地線は原則として IE 1.6mm以上(緑色)とする。また、ケーブルの一芯を使用する場合は、緑色の芯線とする。																																
⑲ 照明器具用位置ボックス	ケーブル配線の位置ボックスは原則としてアウトレットボックスとする。 ケーブル配線で照明器具が送り端子付のもの(定格電流15A以上)及び配線が末端となるものは位置ボックスを設けなくてよい。																																

項目	特記事項																																	
20 非常用照明の照度測定	各部屋2箇所以上を測定し、避難動線を考慮した位置とする。																																	
⑳ 一般照明の照度測定等	照明全般において、センサの動作及び機能の確認を含む照度測定を行い、測定結果を監督職員に提出する。 ※照度測定 (100%点灯時(※夜間・昼間)) ・ 星光率 (調光制御点灯時(※夜間・昼間)) ※照度測定基準: JIS C 7612に準じて行うこと。																																	
22 受変電設備	・ 電力ヒューズ(現用の定格値)を予備用に同数量納入し、電気室等に保管する。 ※ SO6制御装置の外箱は原則としてステンレス製とする。 ※ 変圧器に防振ゴムを取り付ける場合は、地震による変位を抑制するための機能を要する。																																	
23 テレビ共同受信設備	分岐器、分配器、直列ユニットはCS・BS・UH F共用形(デジタル放送対応品)とする。 電界強度の測定 ・ 要 ・ 不要 (a)受信レベル (b)ビット誤り率(BER) (c)変調誤差比(MER) (d)受信画質 ※ 測定内容に関しては、監督職員と協議すること。 埋設深さ ・ 一般敷地 600mm以上 ・ 舗装道路 600mm以上 ・ 公道 800mm以上 地中管路には、管下50mm、管上100mm程度保護砂を入れる。																																	
24 構内埋設線路																																		
25 ハンドホール	水抜き穴は現場の水位を確認の上、要否を検討すること。																																	
26 耐震施工	設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」及び建設大臣官房官庁営繕部監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」による。 局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により、選定する。 なお、施工に先立ち、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 備考 100kg以上の機器に適用するが、それ以下の機器については監督職員と協議する。 地域係数は1.0とし、設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。 施設の分類 ・ 特定の施設 ・ 一般の施設 重要機器 ・ 受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 蓄電池設備 ・ 無停電電源装置 ・ 幹線用分電盤 ・ その他()																																	
	<p>局部震度法による建築設備機器(水槽を除く)の設計用標準水平震度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震クラス</td> <td>S</td> <td>A</td> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上層階、屋上及び塔屋</td> <td>2.0 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.5 (2.0)</td> <td>1.0 (1.5)</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>1.5 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>1.0 (1.5)</td> <td>0.6 (1.0)</td> </tr> <tr> <td>1階及び地下階</td> <td>1.0 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.6 (1.0)</td> <td>0.4 (0.6)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。	設置場所	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	耐震クラス	S	A	B		上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)	中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)	1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
設置場所	耐震安全性の分類																																	
	特定の施設		一般の施設																															
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																														
耐震クラス	S	A	B																															
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)																														
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)																														
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)																														
	<p>太陽光発電(太陽電池アレイ)用基礎の強度計算に用いる用途係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>特定の施設 (極めて重要な太陽光発電システム)</th> <th>一般の施設 (通常の太陽光発電システム)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用途係数</td> <td>1.32</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> 備考 通常の太陽光発電システムの風速の設計用再現期間を50年とし、これが用途係数の1.0に相当する。	用途	特定の施設 (極めて重要な太陽光発電システム)	一般の施設 (通常の太陽光発電システム)	用途係数	1.32	1.0																											
用途	特定の施設 (極めて重要な太陽光発電システム)	一般の施設 (通常の太陽光発電システム)																																
用途係数	1.32	1.0																																
27 特定天井への対応	天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。																																	
28 風圧力	本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。(ポール型照明についてはJIL1003を適用とする。) 風速(Vo): ・ 38m/sec (・ コンクリート柱 ・ テレビアンテナ ・ 避雷針 ・ 太陽光電池アレイ ・ 60m/sec (・ ポール型照明 ・) 地表面粗土区分: ※ III																																	

機器取付高		
名称	測点	取付高(mm)
ブラケット(一般)	床下~中心	2,100
ブラケット(踊場)	床下~中心	2,500
ブラケット(鏡上)	鏡上端~中心	150
避難口誘導灯	床下~下端	1,500以上
廊下通路誘導灯	床下~上端	1,000以下
スイッチ(一般)	床下~中心	1,300
スイッチ(住宅)	床下~中心	1,200
スイッチ(バリアフリートイレ)	床下~中心	※1
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット(一般)	床下~中心	300
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット(和室)	床下~中心	150
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット(台上)	台上~中心	150
コンセント(保育園)	床下~中心	1,100~1,200 ※1
コンセント(車庫)	床下~中心	800
引込開閉器箱(低圧)	床下~中心	1,500
分電盤、制御盤	床下~中心	1,500(上端1,900以下)
ホーム分電盤	床下~中心	(下端2,000以下) ※1
開閉器箱	床下~中心	1,500

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。ただし、監督職員の指示により変更することがある。

機器取付高		
接地用端子箱	地上、床下~中心	500
雷保護接地端子箱	床下~下端	800
接地極埋設機	地上~中心	600
室内端子盤(廊下、室内)	床下~下端	300
中間端子盤(E P S、電気室)	床下~中心	1,500
親時計	床下~中心	1,500(上端1,900以下)
子時計、スピーカ	床下~中心	(天井高) × 0.9 ※2
アッテネータ	床下~中心	1,300
インターホン	床下~中心	1,300
外部受付用インターホン機	床下~中心	※1
呼出ボタン(バリアフリートイレ)	床下~中心	※1
復帰ボタン(バリアフリートイレ)	床下~中心	1,800
廊下表示灯(バリアフリートイレ)	床下~中心	2,000
テレビ機器収容箱	床下~中心	1,800
火報受信機(複合盤)	床下~操作部	800~1,500
副受信機	床下~中心	1,500
火報総合盤	床下~中心	800~1,500
ガス漏れ検知器(L Pガス)	床下~中心	300
ガス漏れ検知器(都市ガス)	天井面~中心	(天井面)-200

備考 ※1 別途監督職員と協議すること。 ※2 天井高が、2,500~3,000mmの場合に適用する。

メーカーリスト	
機材名	メーカー名
電線管類・同付付属品	JISによる
電線管類等	公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による
耐火・耐熱ケーブル	登録認定機関の認定を受けている旨の表示をしたもの
配線器具類	JISによる
非常用照明器具	公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)令和4年版(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による
誘導灯器具	登録認定機関の認定証書が貼付されたもの
照明器具	岩崎電機 東芝ライテック パナソニック 三菱電機照明 コイト電工
高圧交流遮断器	東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 三菱電機 明電舎 東光高岳 愛知電機製作所(※電圧7,2KVにおいて遮断電流12.5KA以下のもの)
配線用遮断器	JISG8201-2-1による
漏電遮断器	JISG8201-2-2による
高圧限流ヒューズ	エナジーサポート 東芝 富士電機 三菱電機 日立製作所
高圧負荷開閉器	上記5社のほか 大塚電機 戸上電機製作所
電磁閉器類	JISG8201、JEM1038による
高圧進相コンデンサ	指月電機製作所 東芝 日新電機 ニチコン パナソニック 三菱電機 利昌工業(※モールドコンデンサに限る)
低圧進相コンデンサ	JISによる
高圧用変圧器	愛知電機 ダイヘン 東光高岳 東芝 日新電機 日立製作所 富士電機 パナソニック 三菱電機 明電舎 利昌工業(※モールド変圧器に限る)
自家発電装置	日本内燃力発電協会認定証書が貼付されたもの
蓄電池設備	防災電源用は登録認定機関の認定証書が貼付されたもの
整流装置	レゾナック 古河電池 パナソニック GSユアサ 明電舎 サンケン電気
認定品目等で指定されているものは除く	
交流無停電電源装置 容量200KVA以上蓄電池を除く	京三製作所 サンケン電気 レゾナック 東光高岳 東芝 日本電気機器 日立製作所 富士電機 古河電池 パナソニック 三菱電機 明電舎 GSユアサ
一般放送装置(消防用以外)	T O A JVCケンウッド パナソニック
電気時計	シチズン T I C セイコータイムクリエーション パナソニック
自動閉鎖装置	運動機構・装置等自主評定委員会の自主評定マークが貼付されたもの
非常放送装置	登録認定機関の認定証書が貼付されたもの
非常警報装置(非常ベル)	登録認定機関の認定証書が貼付されたもの
火災報知装置	登録認定機関の検定合格証書が貼付されたもの
テレビ共聴機器	D X アンテナ 東芝ライテック パナソニック マスプロ電工 HYSエンジニアリング
避雷針	大塚避雷針工業 NIPエンジニアリング 東京避雷針工業
インターホン・ナースコール	アイホン ケアコム パナソニック 東芝ライテック
電話交換装置	登録認定機関の適合マーク、技術基準適合自己確認マークが貼付されたもの
ホーム分電盤	パナソニック 東芝ライテック 日東工業 テンパール工業 河村電器産業 内外電機
盤類	イトウテック 共栄電機工業 光電設
舞台照明装置	松村電機製作所 東芝ライテック パナソニック 丸茂電機
音響・映像装置	パナソニック T O A ソニー ヤマハ パイオニア JVCケンウッド 三菱電機
中央監視制御装置	azbil パナソニック 東芝 富士通 日立製作所 富士電機 明電舎
昇降機設備	日立製作所 東芝エレベータ 日本オース・エレベータ フジテック 日本エレベータ 三菱電機
太陽光発電システム	パナソニック 京セラ 東芝 三菱電機 GSユアサ シャープ 明電舎

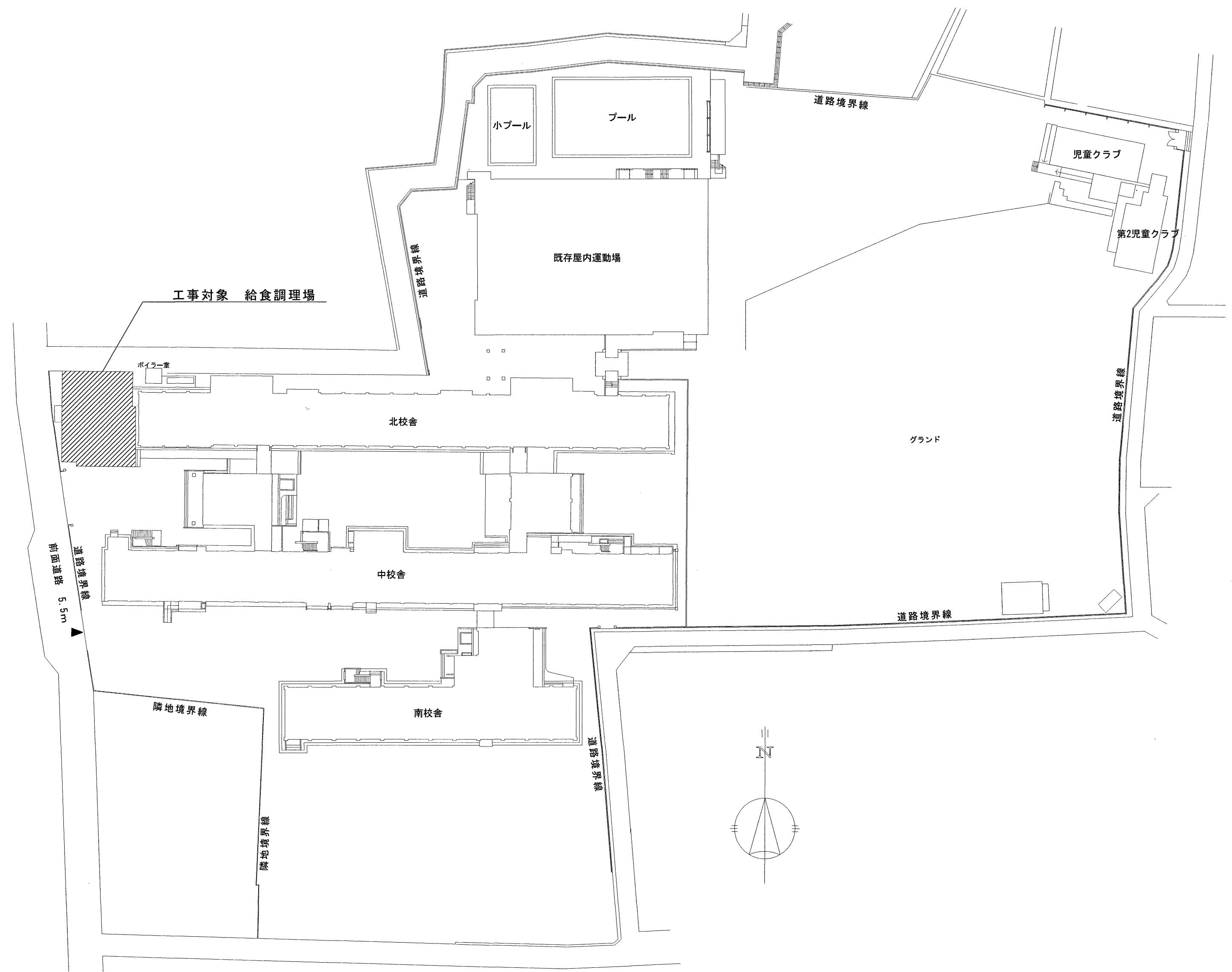
※ メーカーリスト以外の機材でも監督職員が同等品以上と認めた場合、若しくは評価名簿に記載されたものについてはこれによらない。

打合せ事項			
官公庁等名	打合せ日時	令和	年 月 日
打合せ事項			

打合せ事項			
官公庁等名	打合せ日時	令和	年 月 日
打合せ事項			

打合せ事項			
官公庁等名	打合せ日時	令和	年 月 日
打合せ事項			

工事概要 1. 既存給食棟耐震補強工事に伴う電気設備工事。 (動力分電盤改修, 照明器具LED化, コンセント設備工事, 火災報知設備工事, 撤去工事等) 2. 工事時間・工事車両については, 施設管理者と協議し決定すること。 3. 施工については事前に現地の調査を要す。



付近見取図

配置図 S=1:600

訂正	月.日		係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日 2024.3	承認	工事名称 高知市立鴨田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	図面番号 E-03
		1級建築士 第341237号 濱口 祐丞						設計 角田憲彦	検図 高橋宏明	図面名称 【付近見取図・配置図】	縮尺 S=1/600

凡例(現況・撤去図)

●	埋込スイッチ 1P15A×1	新金プレート
■	露出スイッチ 1P15A×1	
● ₃	埋込スイッチ 3W15A×1	新金プレート
● ₄	埋込スイッチ 4W15A×1	"
●	埋込スイッチ 1P15A×2	"
●	埋込スイッチ 1P15A×1+1PL15A×1	"
●	埋込スイッチ 1P15A×3	"
●	埋込スイッチ 1P15A×3+1PL15A×1	"
● ₃	埋込スイッチ 1P15A×2+3W15A×1+1PL15A×1	"
●	埋込スイッチ 1P15A×5	"
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A×1	新金プレート
Ⓜ	埋込コンセント 2P15A×1 露出ホック1個用共	"
Ⓜ ₂	埋込コンセント 2P15A×2	"
Ⓜ ₂	埋込コンセント 2P15A×2 露出ホック1個用共	"
Ⓜ _{2E}	埋込コンセント 2P15A×2 E付	新金プレート
Ⓜ _{2ET}	埋込コンセント 2P15A×2 ET付	"
Ⓜ _{2ET}	天井埋込コンセント 2P15A×2 ET付	"
Ⓜ _{2ET}	露出コンセント 2P15A×2 ET付 露出ホック1個用共	"
Ⓜ _{3PE}	露出コンセント 3P15A×1 E付	
Ⓜ _{WP}	防水コンセント 2P15A×2 EET付	
Ⓜ _{CP}	カバープレート	新金プレート
Ⓜ _{NP}	ノックプレート	"
□	動力機器接続部 配線取外し	
Ⓜ	既設排風機用電動機	
Ⓜ	換気扇(コンセント接続) 別途機械設備工事	
Ⓜ	換気扇(配線接続) 取外しは別途機械設備工事、電源切離しは本工事	
Ⓜ	定温式ホック型感知器1種	
Ⓜ	差動式ホック型感知器2種	
Ⓜ _R	直列ユニット 端末型	
Ⓜ ₁	電話型インターホーン機	
Ⓜ ₂	電話型インターホーン機	
Ⓜ ₃	壁付け形スピーカー 3W	
Ⓜ ₄	アッテナー	
Ⓜ ₅	端子盤	

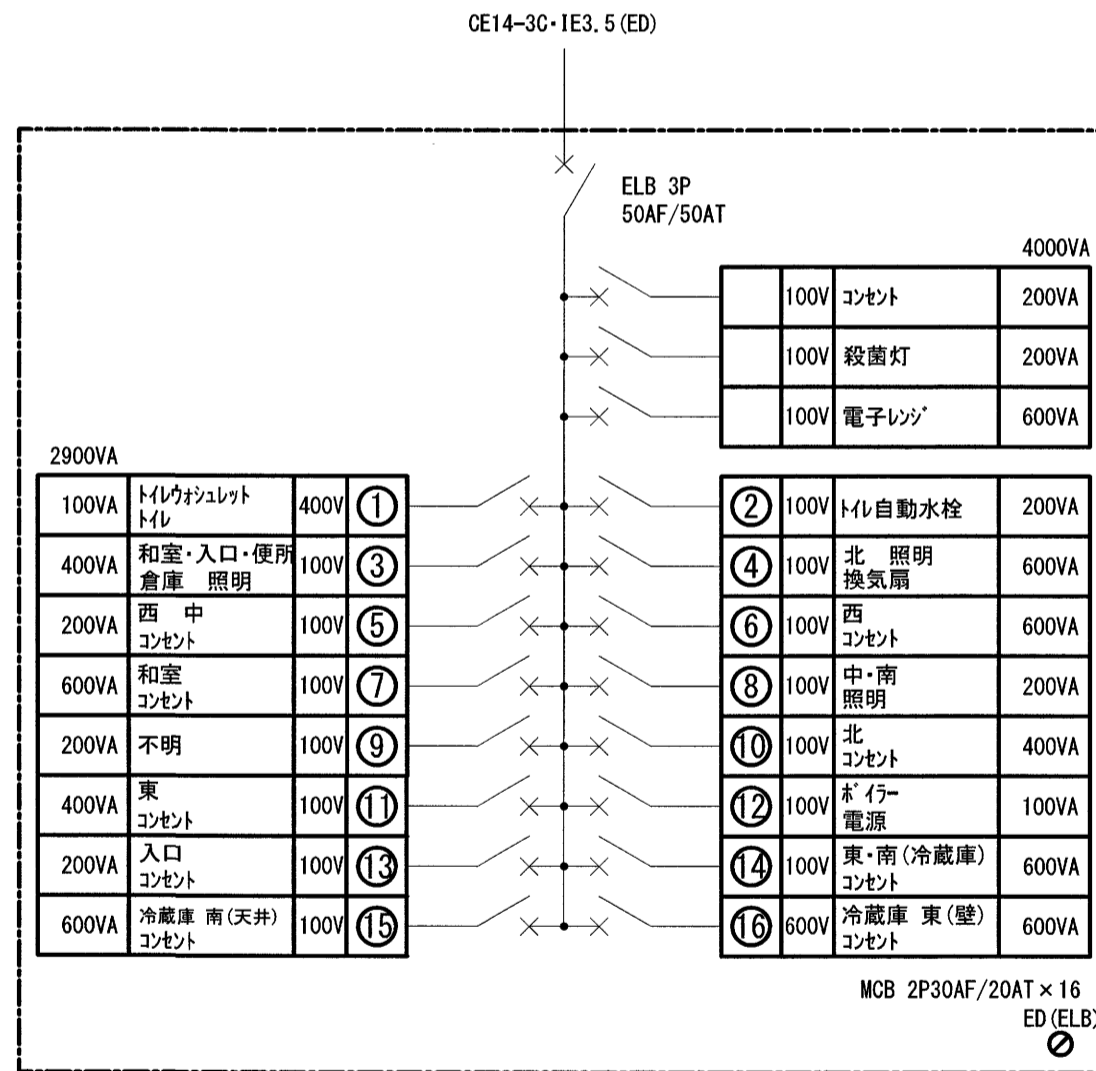
照明器具リスト(現況・撤去図)

記号	仕様	取付方法	
あ	FLR40×1 V型	直付	
い	FLR40×2 WP	吊下げ	
う	FL20W×1	直付	
え	FL20W×1 カムライト	直付	南西外部
お	IL100W×1 シーリングライト	直付	
か	FLR40×2 V型	直付	
き	FCL32+30 ペンダントライト	引掛シーリング	

配線・配管凡例(現況・撤去図)

表記なき配線は下記とし、配管撤去の表記が無い場合は配線のみ撤去とする。

———//———	IV1.6×2	管内(CP19 イバ)
———///———	IV1.6×3	管内(CP19 イバ)
———////———	IV1.6×4	管内(CP25 イバ)
———/////———	IV1.6×5	管内(CP25 イバ)
———//////———	IV1.6×7	管内(CP25 イバ)
———2E2———	VVF2.0-2C	コロシ
———2E3———	VVF2.0-3C	コロシ
———2F3———	VVF2.0-3C	管内(CP25 床イバ)
———(S)———	ステップ止めを示す	
———(16)———	VE16	露出
———(22)———	VE22	露出
———(25)———	CP25	イバ
———2F3(EM)———	ブレーカ	管内(ブレーカ3号露出)
———AF———	AE0.9-2P	管内(CP25 イバ)
———HP———	HP1.2-3C	管内(CP25 イバ)
———5C———	5C-FB	管内(CP25 イバ)
———TIVE0.65———	TIVF0.65-15P	管内(CP25 イバ)
———TIVE0.5———	TIVF0.5-20P	管内(CP25 イバ)

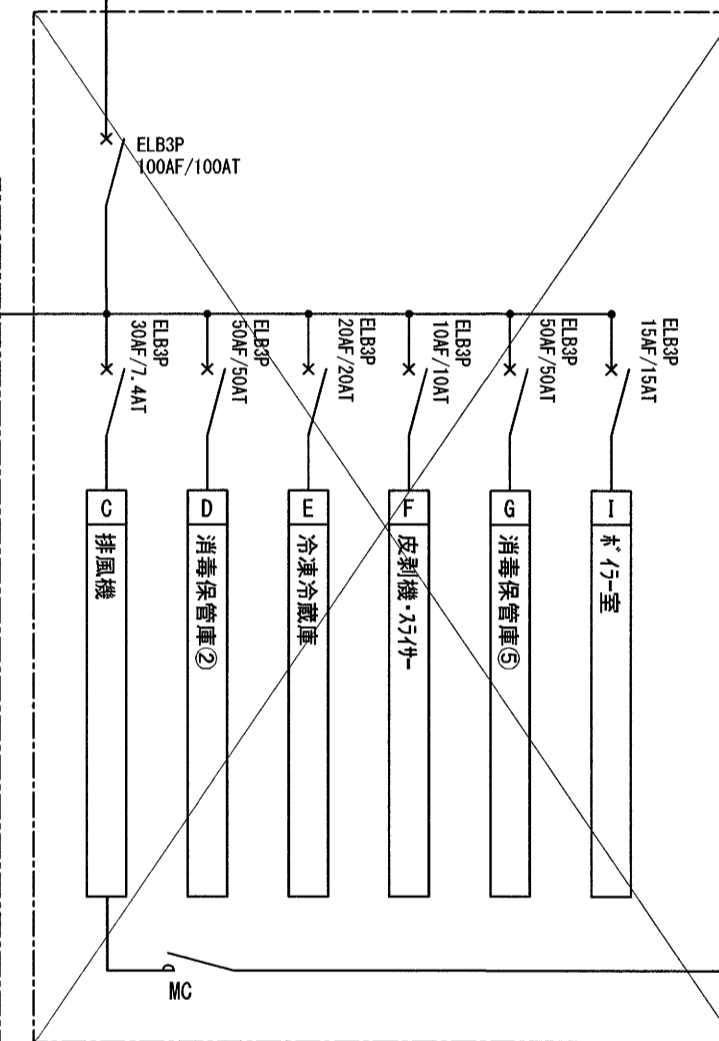
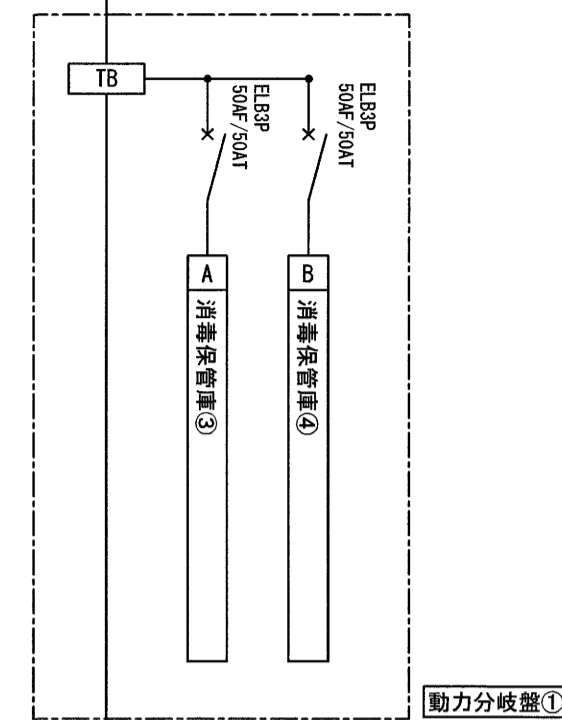


既設分電盤結線図

銅板製埋込型 壁掛 鍵付

受変電設備より

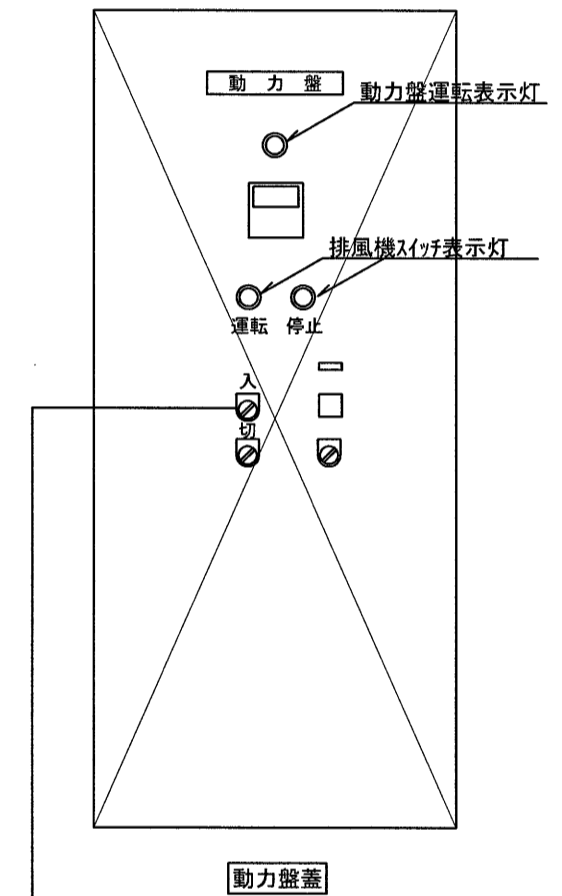
GET38 IE14



動力盤

鋼板製埋込型 壁掛 鍵付
外枠 880×530 程度
盤内 750×400 程度
※内機、蓋のみ撤去し、外箱は流用する。

既設動力盤結線図



※×印は撤去を示す。

凡例(改修図)

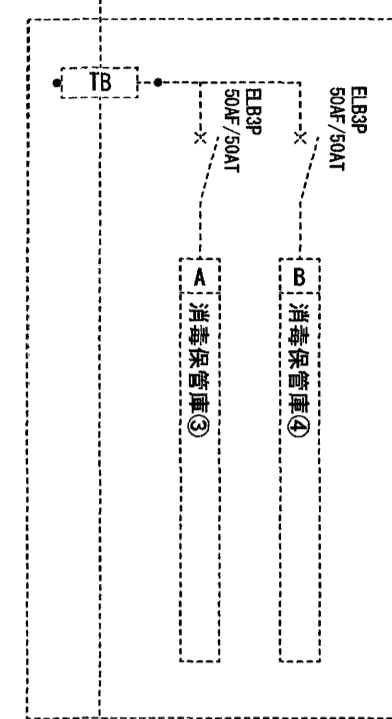
●	埋込スイッチ 1P15A×1 樹脂製スイッチボックス1個用共	新金プレート
●3	埋込スイッチ 3W15A×1	〃
●4	埋込スイッチ 4W15A×1	〃
●	埋込スイッチ 1P15A×2 樹脂製露出スイッチボックス1個用共	〃
●	埋込スイッチ 1P15A×5	〃
●	埋込スイッチ 1P15A×3+1P15A×1+3W15A×1	〃
E	埋込コンセント 2P15A×1 E付 抜け止め付 樹脂製露出スイッチボックス1個用共	〃
F	熱線センサー 天井埋込 親機 照明換気扇連動	
RA	熱線センサー用操作ユニット 1回路用	新金プレート
LK	埋込コンセント 2P15A×1 抜け止め付 樹脂製露出スイッチボックス1個用共	〃
LK	埋込コンセント 2P15A×1 抜け止め付 (天井取付)	〃
2	埋込コンセント 2P15A×2 樹脂製露出スイッチボックス1個用共	〃
2	露出コンセント 2P15A×2	〃
2EET	埋込コンセント 2P15A×2 E+ET付 樹脂製露出スイッチボックス1個用共	〃
2ET	埋込コンセント 2P15A×2 E付 樹脂製露出スイッチボックス1個用共	〃
2ET	露出コンセント 2P15A×2 ET付	〃
NP	ノックプレート	〃
QP	カバープレート	〃
	動力機器接続部 電源接続	
	樹脂製ボックス 150×150×100	
	換気扇 (配線接続) 取付は機械設備工事, 電源接続は本工事	
R	直列ユニット 端末型	新金プレート

照明器具姿図

A	LED小型シーリングライト 直付	B	LSS9-4-48 B2 LSS9-4-30	C	LEDベース直付型40形 反射笠付型 防湿型・防雨型
	・5000k ・非調光 ・650lm程度		・5000k ・非調光		・5000k ・非調光 ・本体ステンレス製 白色粉体塗装 ・6,900lm程度
D	LEDベース直付型40形 防湿型 高温用照明器具	E	LBF3MP/RP-2-06	F	LEDシーリングライト
	・5000k ・非調光 ・本体ステンレス製 ・2,500lm程度 ・動作温度5℃程度~60℃以上		・5000k ・非調光		・調光(5%程度~100%) ・調色(2700k程度~6500k程度) ・調光, 調色用リモコン共 ・最大4000lm程度

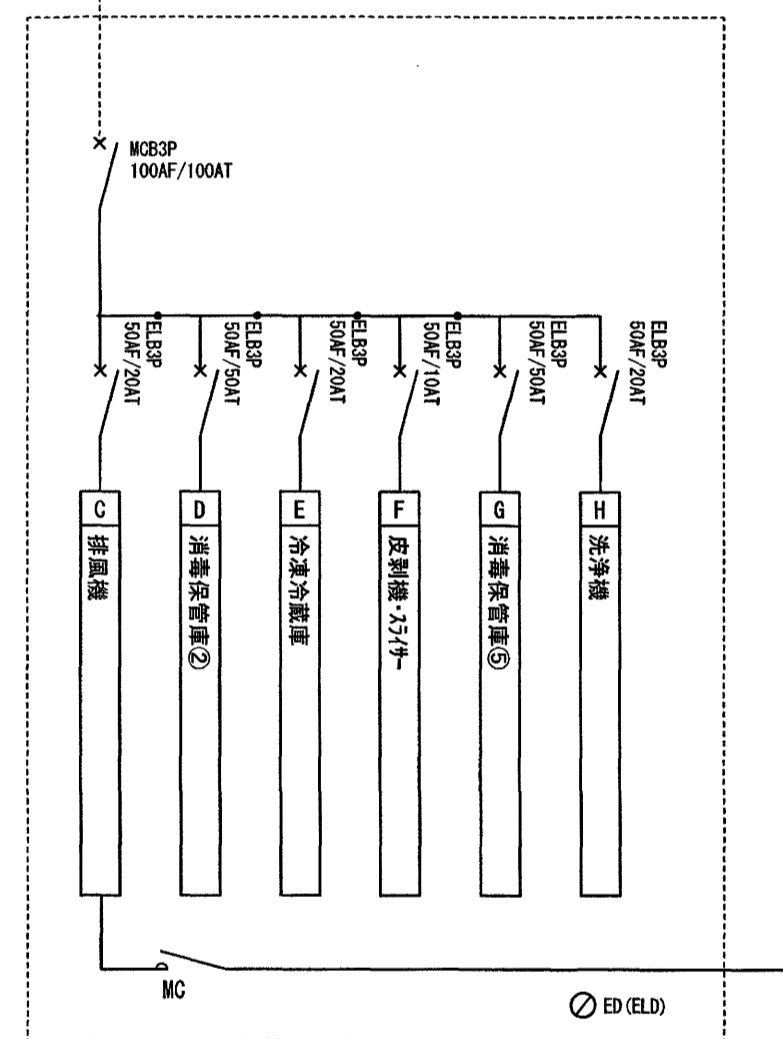
受変電設備より

CET38
IE14



既存のまま

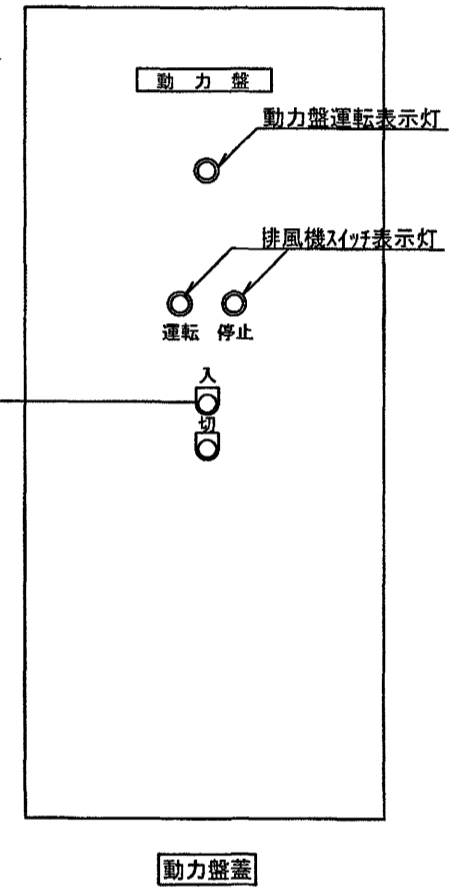
動力分岐盤①



動力盤

鋼板製埋込型 壁掛 鍵付
外箱 880×530 程度
盤内 750×400 程度
※内機・扉のみ更新し, 外箱は流用する。

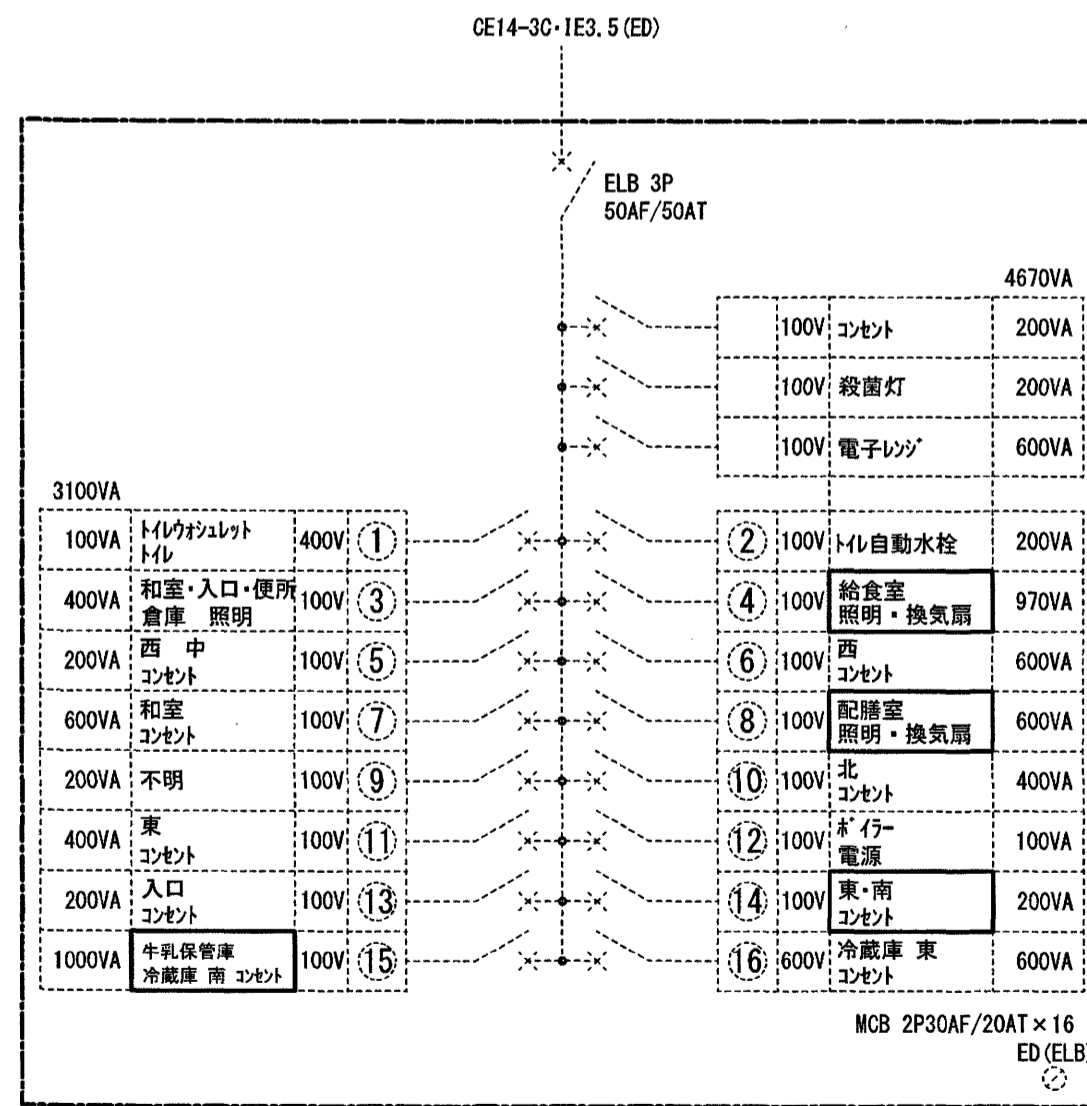
新設動力盤結線図



動力盤蓋

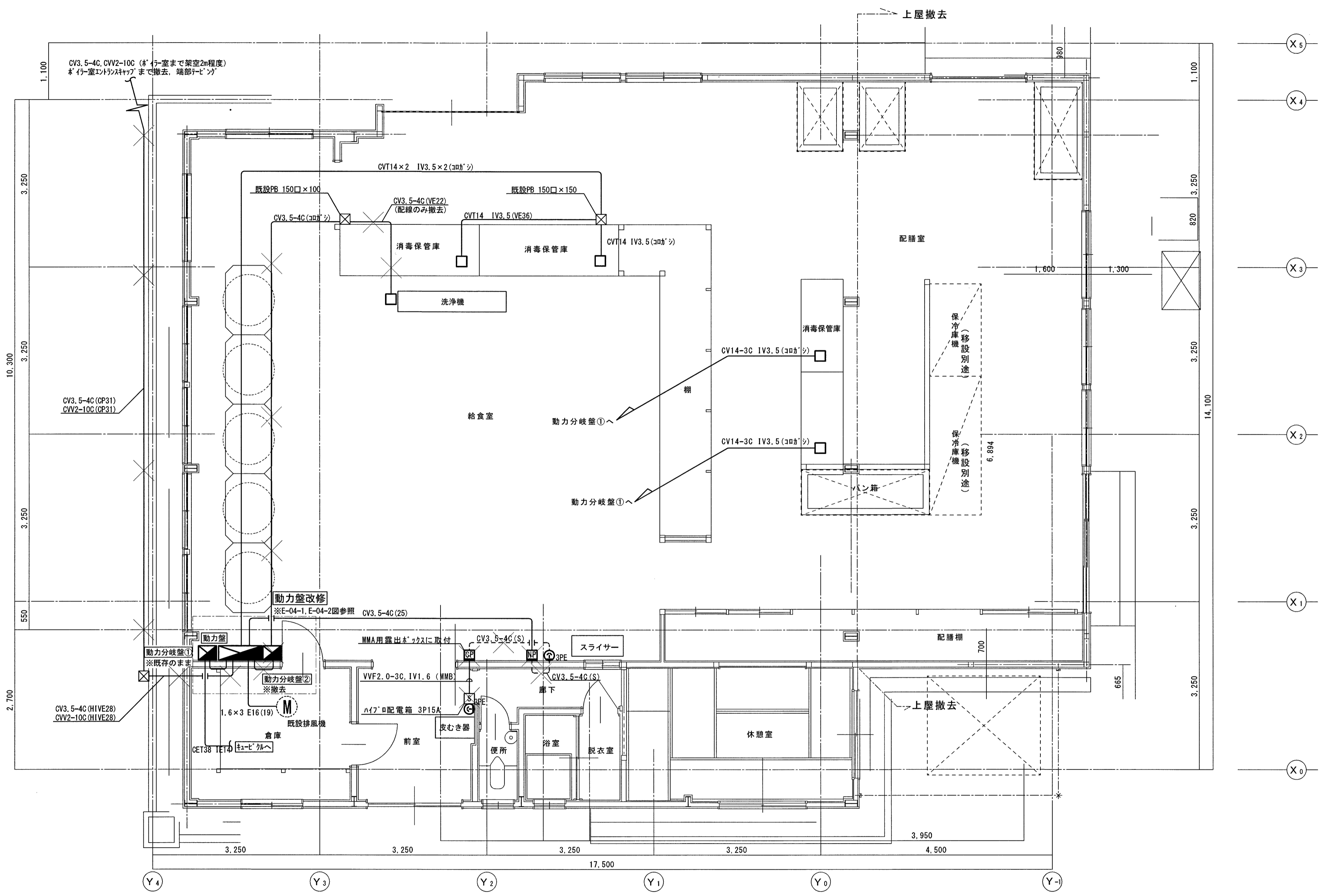
凡例(改修図)

表記なき配線は下記とする		
EM-IE1.6×3	管内(既設CP19 イペイ)	
EM-EEF1.6-2C	コガシ	
EM-EEF1.6-3C	〃	
EM-EEF1.6-2C×2	〃	
EM-EEF1.6-2C, EM-EEF1.6-3C	〃	
EM-EEF1.6-2C×2, EM-EEF1.6-3C	〃	
EM-EEF2.0-2C	〃	
EM-EEF2.0-3C	〃	
EM-EEF1.6-3C (HIVE22)	露出	
EM-EEF1.6-2C (HIVE16)	〃	
EM-EEF2.0-3C (HIVE16)	〃	
立上げ立下げ部, HIVE22にて保護を示す		
立上げ立下げ部, HIVE22にて保護を示す		



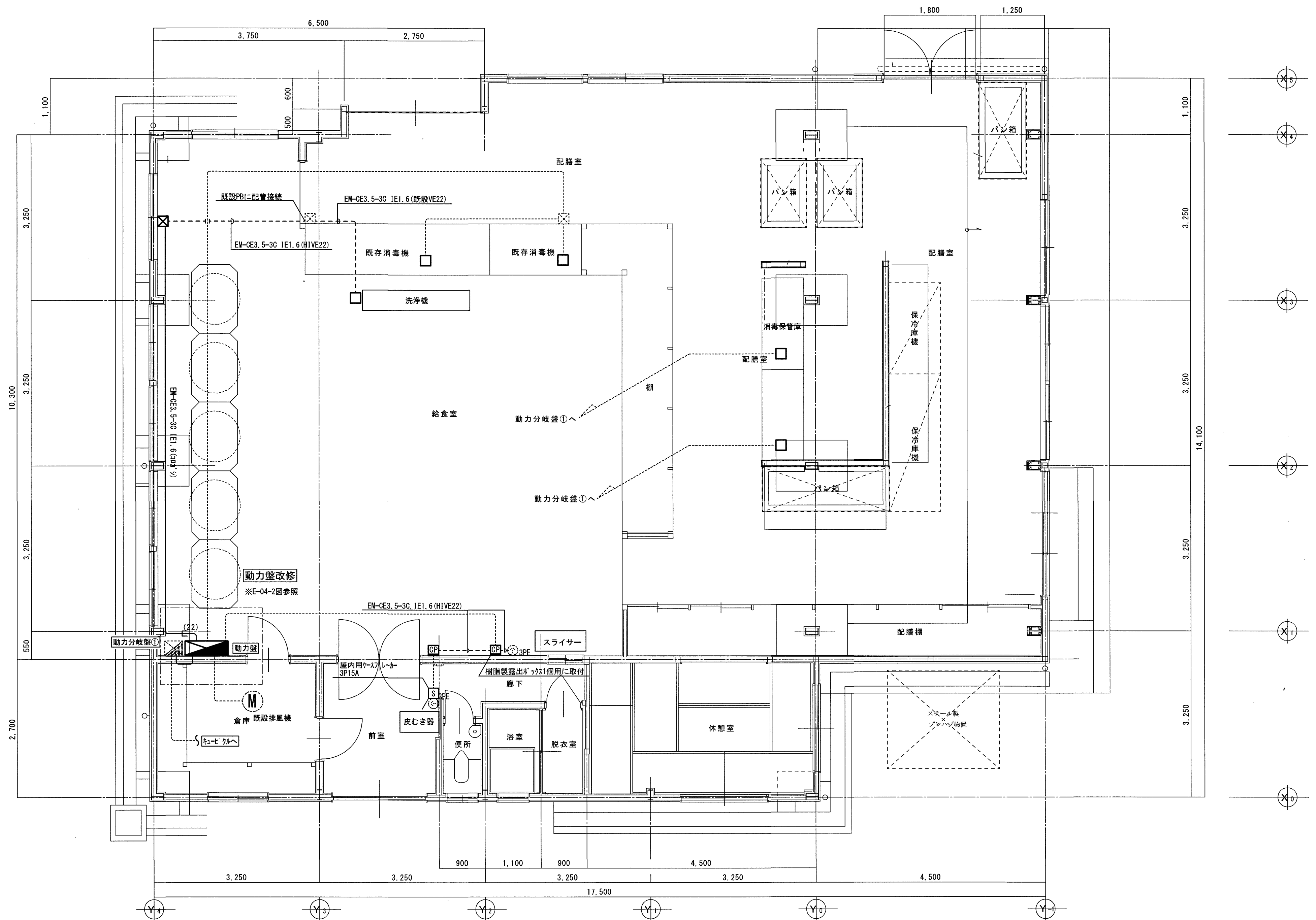
既設分電盤結線図

鋼板製埋込型 壁掛 鍵付
※機器は既存のまま, 実線部は名称変更のこと。



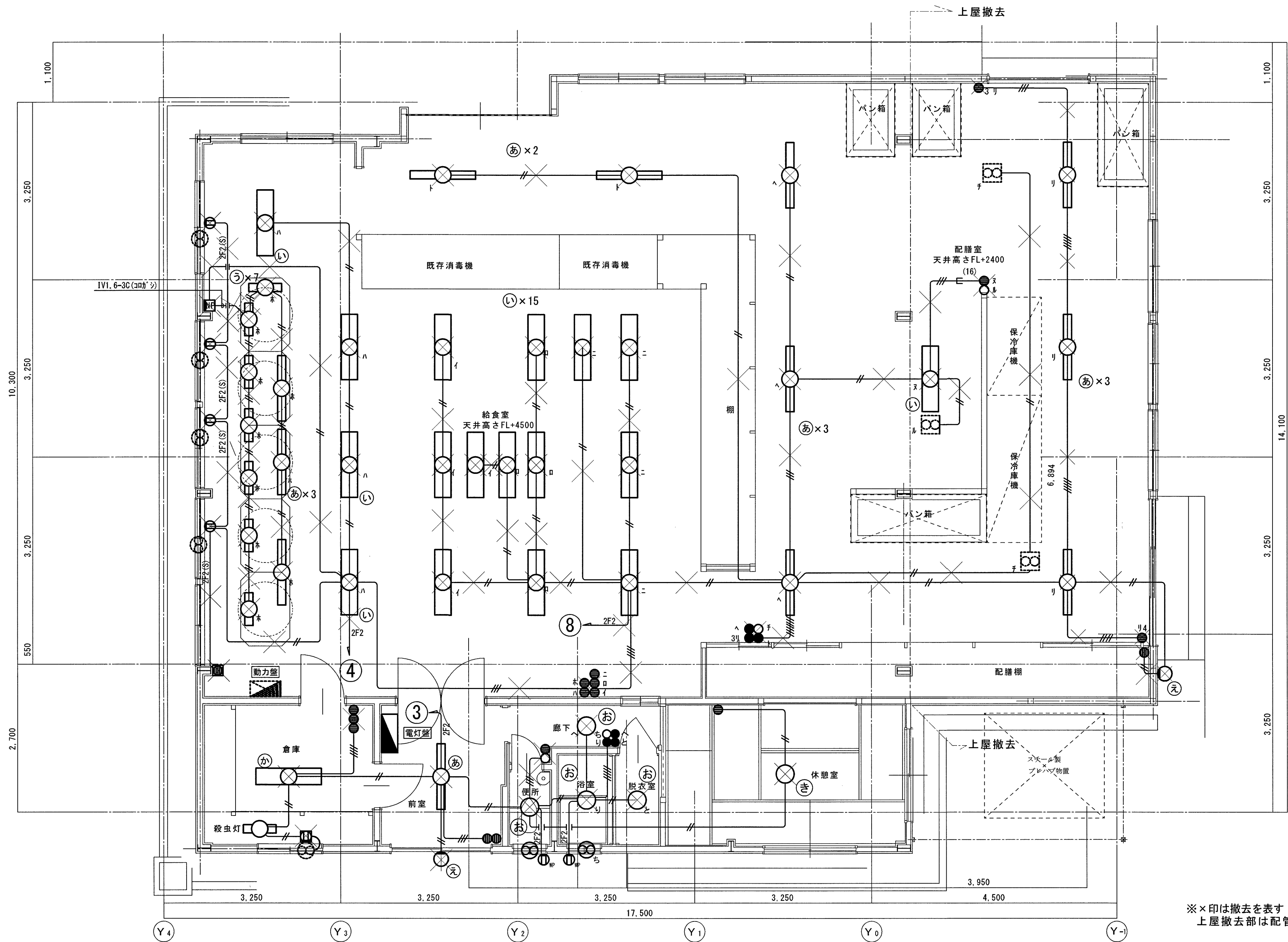
【動力設備】平面図(現況・撤去図) 1/50

訂正	月.日	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日	承認	工事名称 高知市立鴨田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	図面番号 E-05
	1級建築士 第341237号 濱口 祐丞						2024.3	設計		



【動力設備】平面図(改修図) 1/50

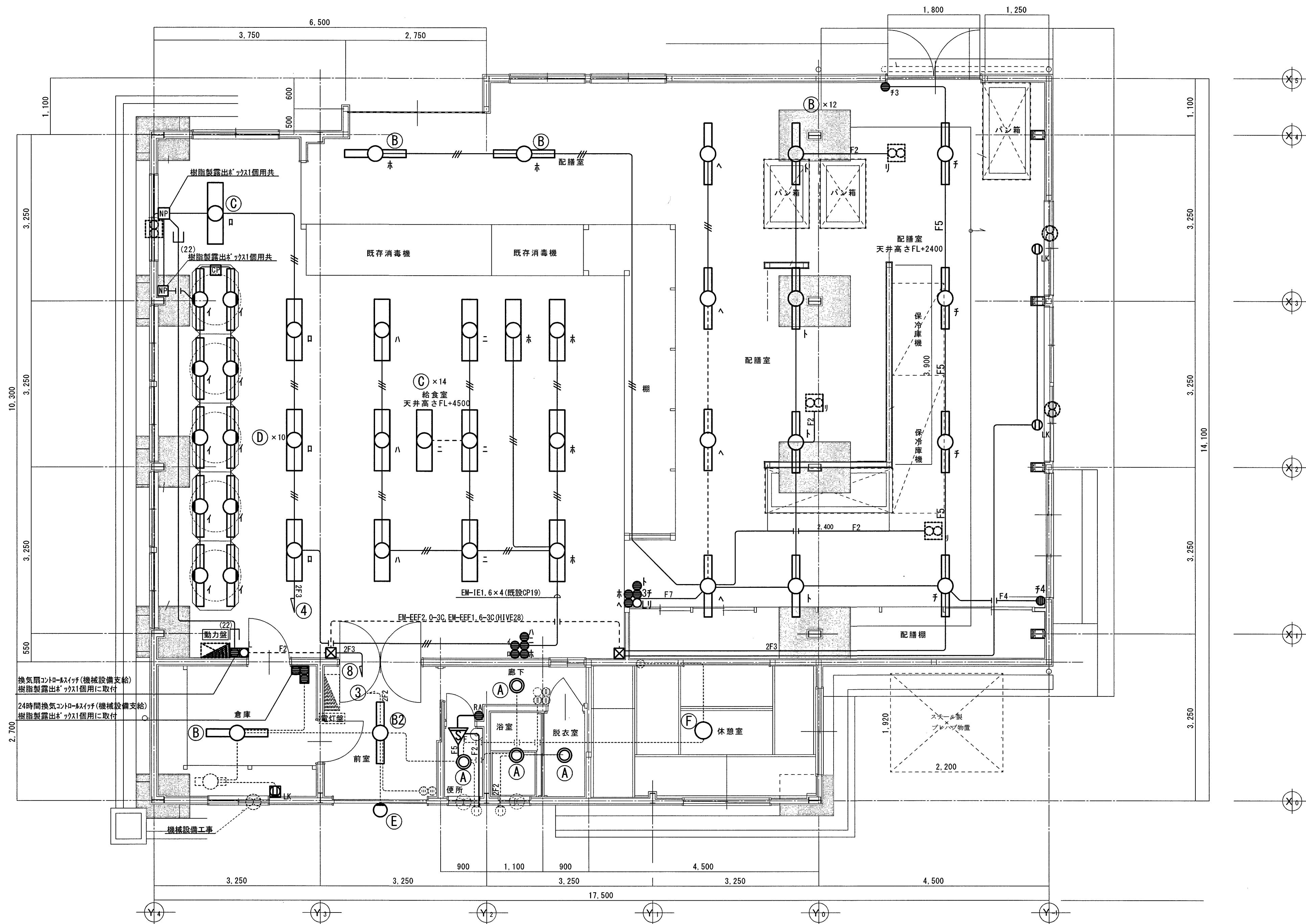
訂正	月.日	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日	承認	工事名称	図面番号
								高知市立鶴田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	E-06	
	1級建築士 第341237号 濱口 祐丞						設計	検図	図面名称	縮尺
							角田憲彦	高橋宏明	【動力設備】平面図(改修図)	S=1/50



※×印は撤去を表す
上屋撤去部は配管も撤去すること。

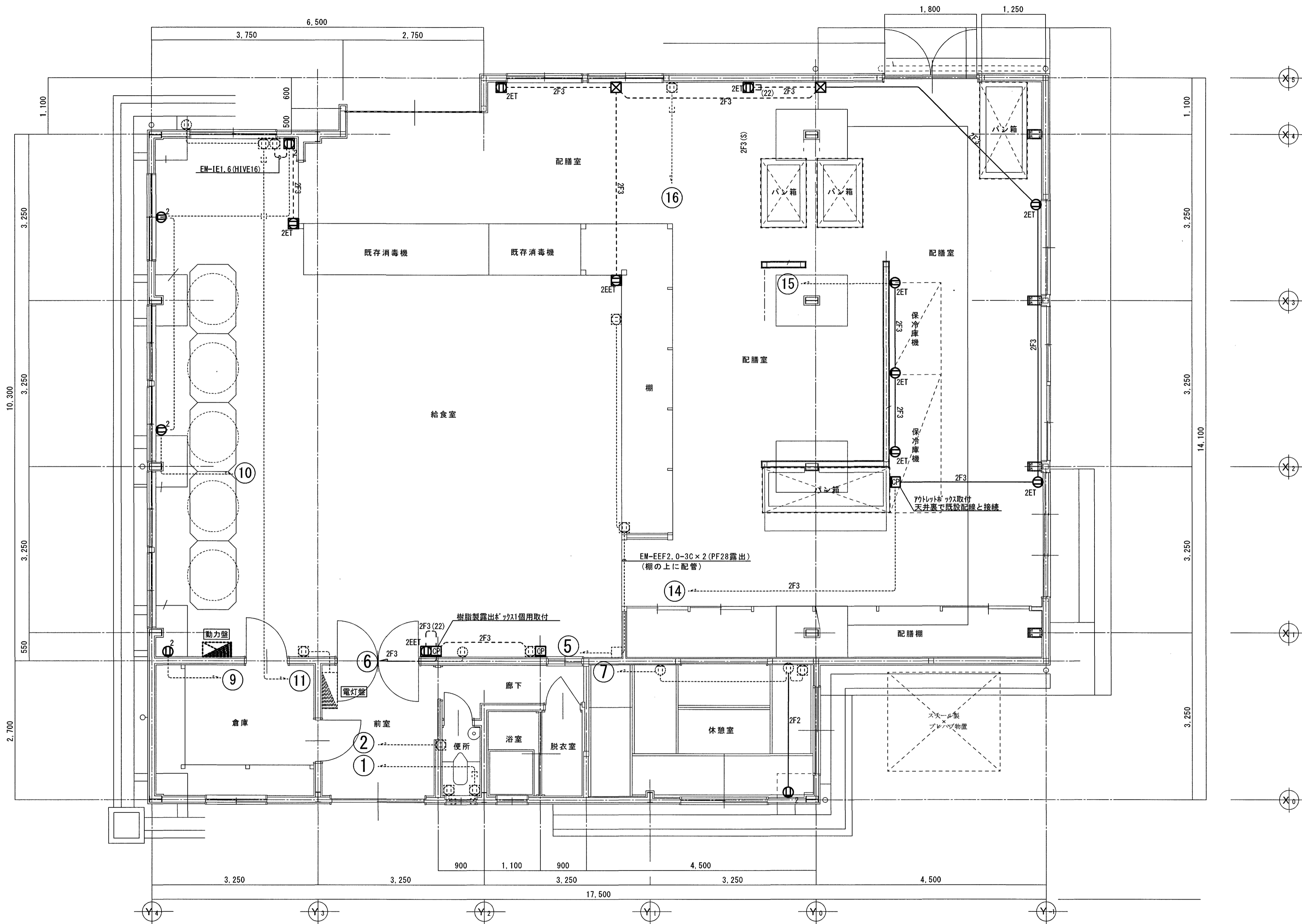
【電灯設備】平面図(現況・撤去図) 1/50

訂正	月.日	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日 2024.3	承認	工事名称 高知市立鴨田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	図面番号 E-07
		高知市都市建設部公共建築課					設計 角田憲彦	検図 高橋宏明	図面名称 【電灯設備】平面図(現況・撤去図)	縮尺 S=1/50
		1級建築士 第341237号 濱口 祐丞								



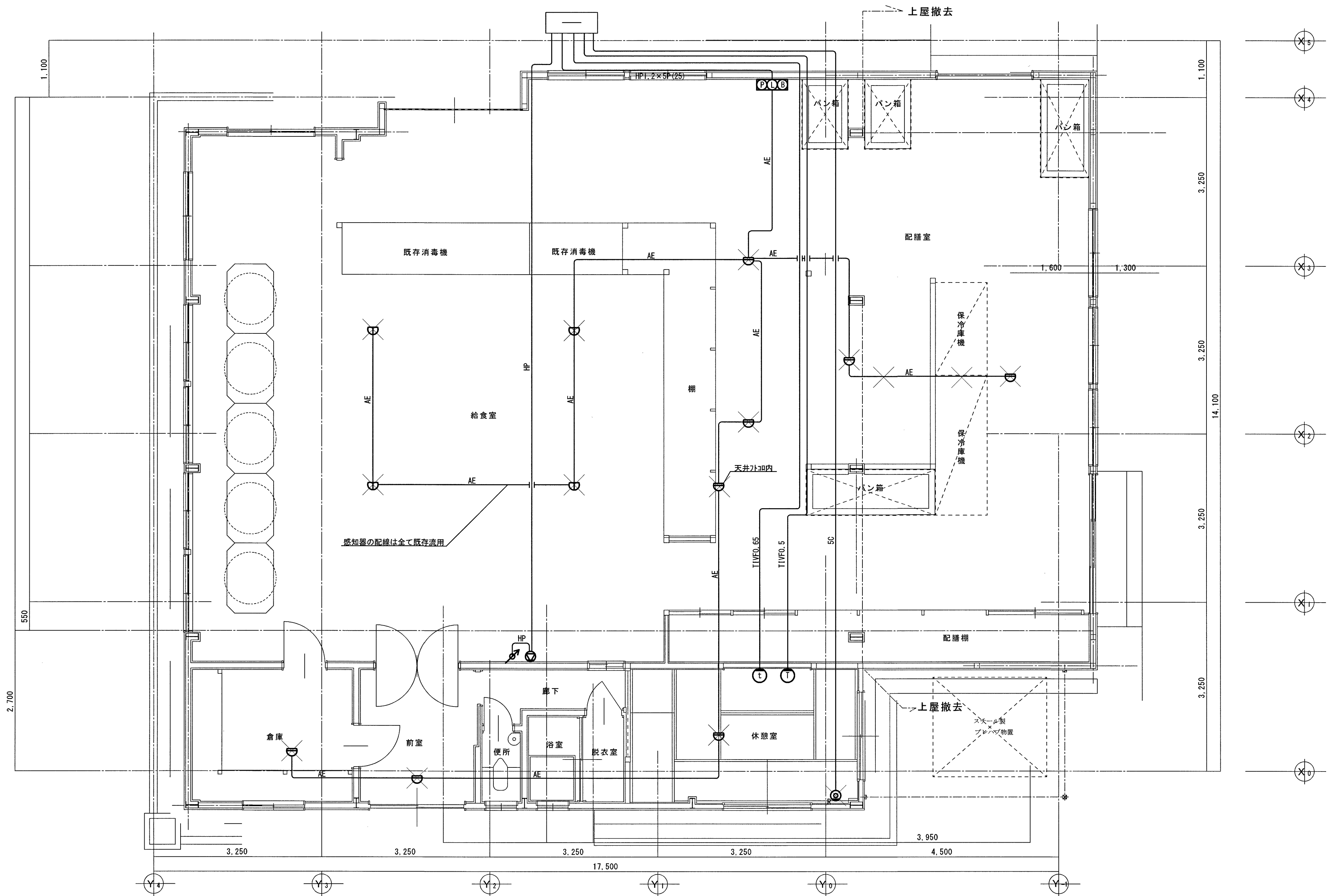
【電灯設備】平面図(改修図) 1/50

訂正	月.日	高知市都市建設部公共建築課	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日	承認	工事名称	図面番号	
	1級建築士 第341237号 濱口 祐丞							2024.3	設計	図面名称	縮尺	E-08
								角田憲彦	高橋宏明	高知市立鶴田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	【電灯設備】平面図(改修図)	S=1/50



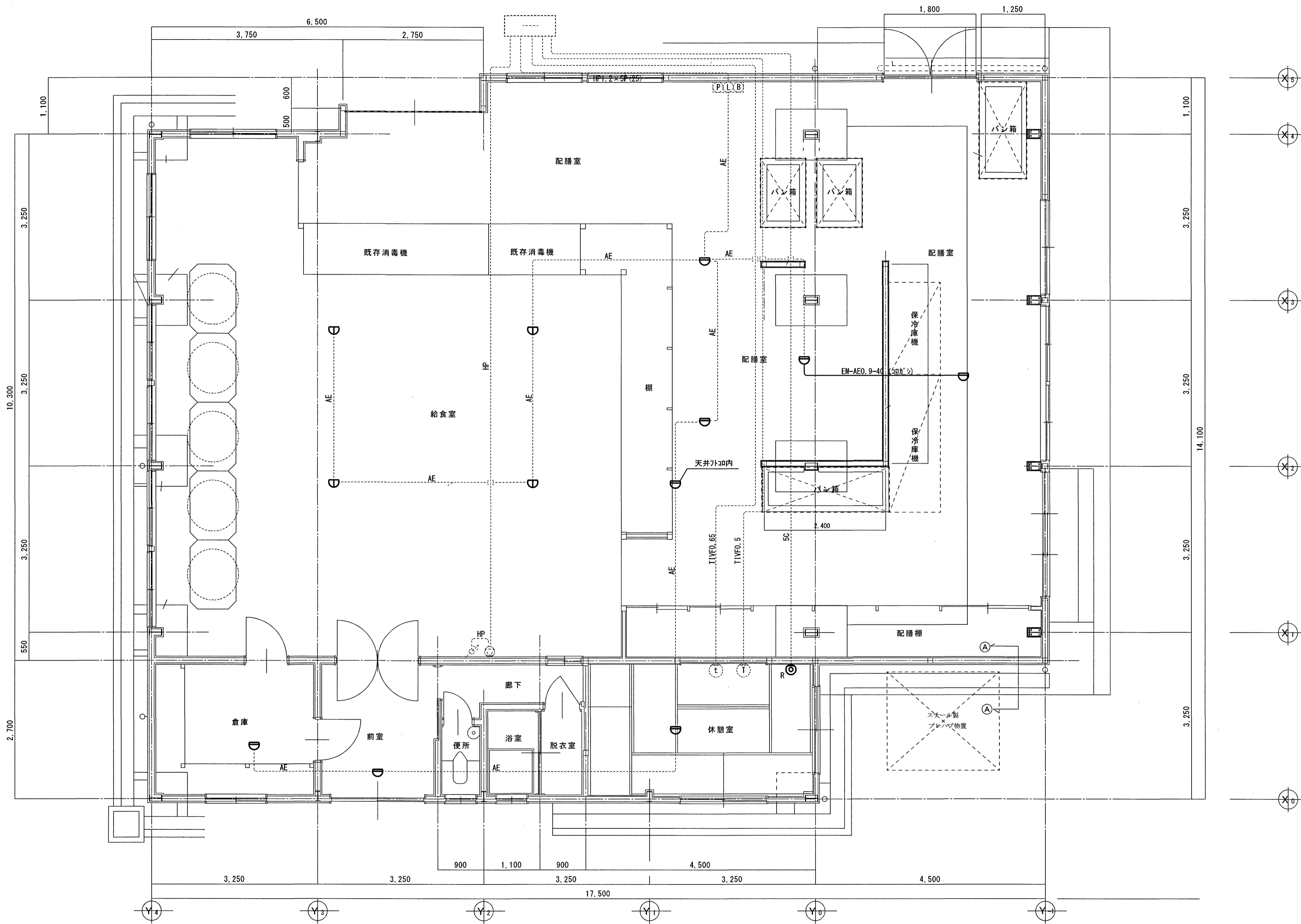
【コンセント設備】平面図(改修図) 1/50

訂正	月.日		係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日	承認	工事名称	図面番号
								2024.3		高知市立鴨田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	E-10
	1級建築士 第341237号 濱口 祐丞						設計	検図	図面名称	縮尺	
							角田 彦彦	高橋 宏明	【コンセント設備】平面図(改修図)	S=1/50	



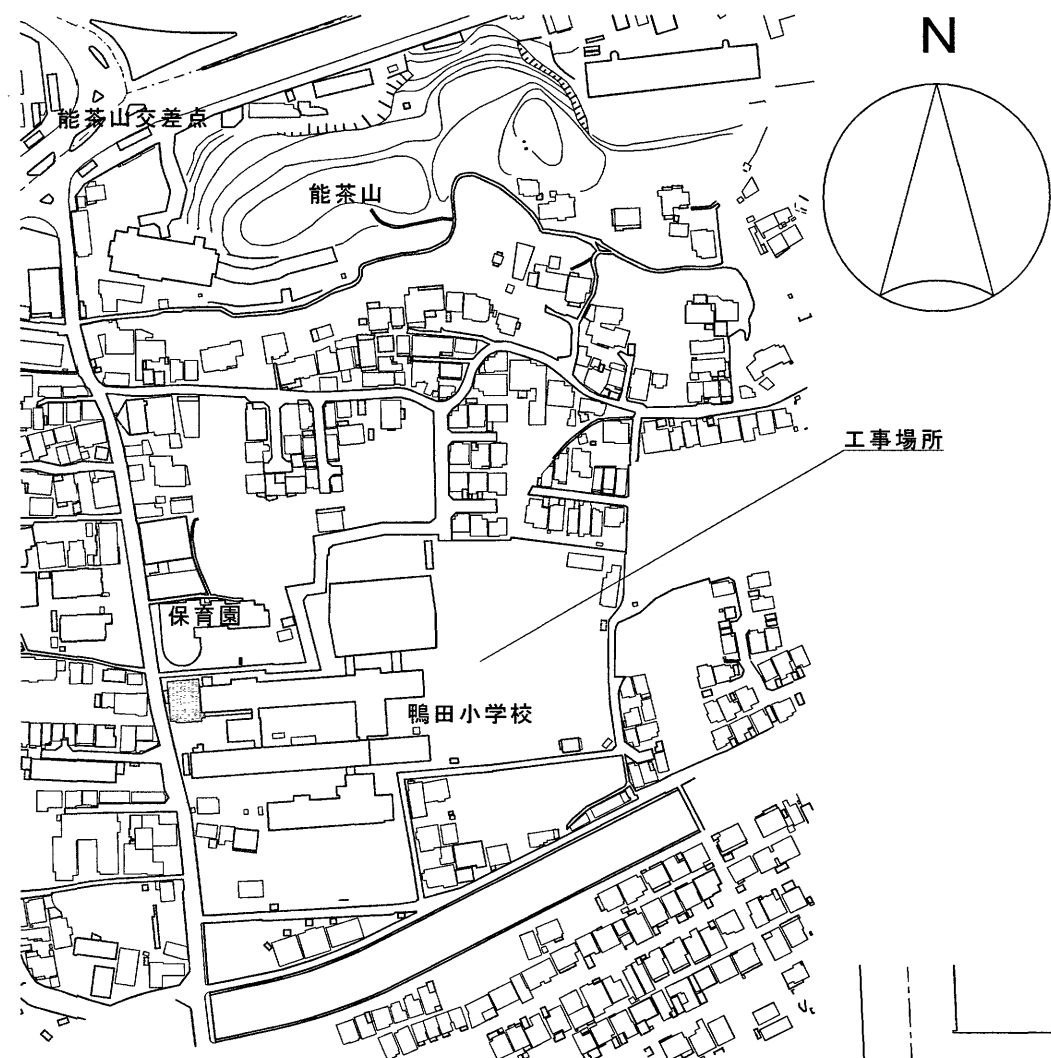
【弱電設備】平面図(現況・撤去図) 1/50

訂正	月.日	高知市都市建設部公共建築課	係 菅	係長 村	課長補佐 信	課長 村	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日 2024.3	承認	工事名称 高知市立鴨田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	図面番号 E-11
	1級建築士 第341237号 濱口 祐丞							設計 角田憲彦	検図 高橋安明	図面名称 【弱電設備】平面図(現況・撤去図)	縮尺 S=1/50

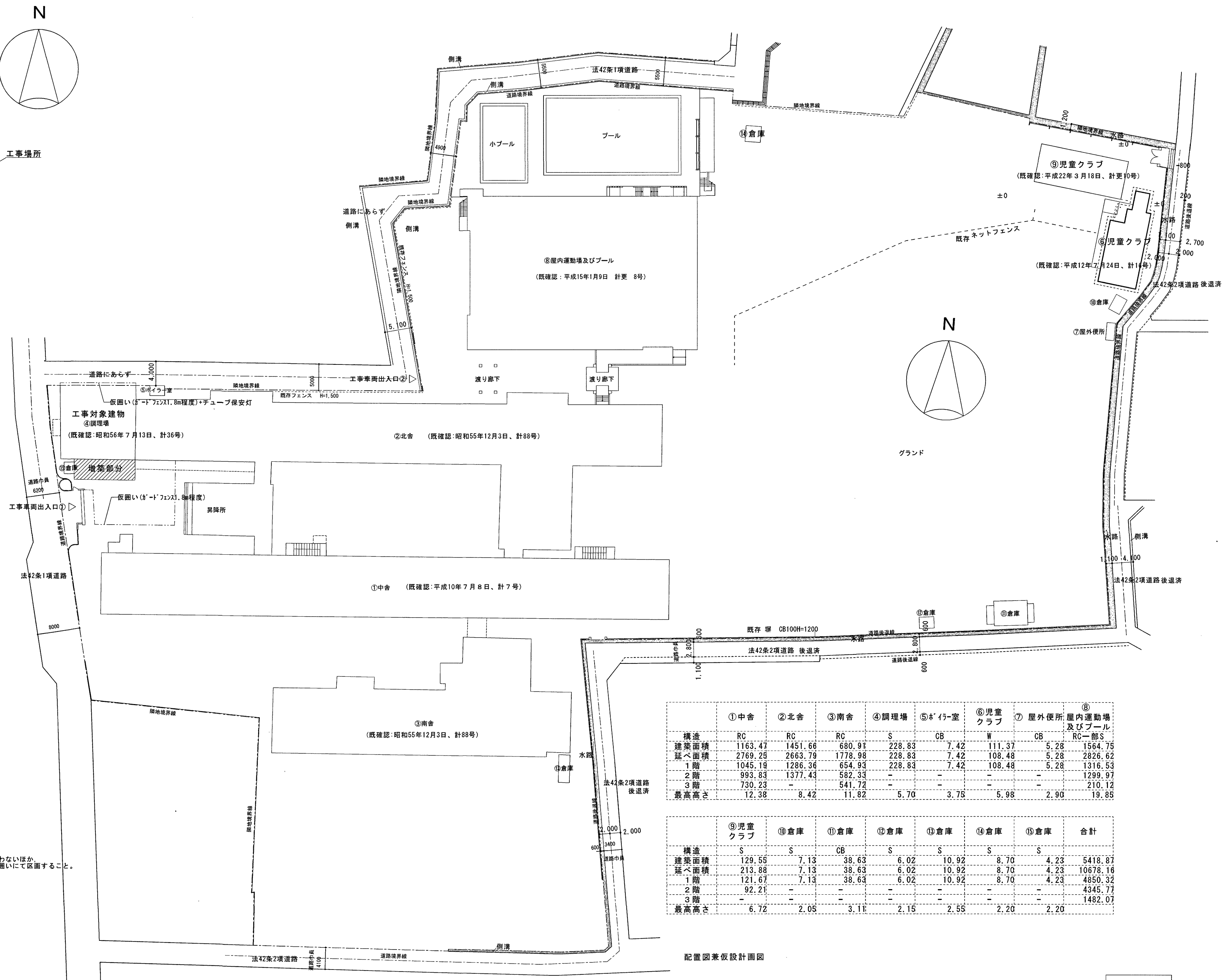


【弱電設備】平面図(改修図) 1/50

訂正	月.日	係	係長	課長補佐	課長	株式会社 掛水環境研究所 〒780-0985 高知県高知市南久万204番地8 TEL 875-5812 FAX 088-826-7136 一級建築士事務所 高知県知事登録 第1355号 一級建築士 大臣登録 第83949号 川村 実	設計年月日	承認	工事名称	図面番号
								高知市立鴨田小学校給食調理場耐震補強に伴う電気設備工事	E-12	
	1級建築士 第341237号 濱口 祐丞						設計	検図	図面名称	縮尺
							角田憲彦	高橋宏明	【弱電設備】平面図(改修図)	S=1/50



付近見取図



施工条件
 工事車両出入口①からは児童出入口を兼ねるため、8:00から8:30は車両の出入りを行わないほか、安全に留意し工事を行うこと。また、昇降所まで幅員1.8m程度の安全通路を確保し、仮囲いにて区画すること。現場着手は令和6年2月28日以降とする。屋内運動場1階ロビティを工事車両駐車場として利用できる（6台程度）

	①中舎	②北舎	③南舎	④調理場	⑤*1庁室	⑥児童クラブ	⑦屋外便所	⑧屋内運動場及びプール
構造	RC	RC	RC	S	CB	W	CB	RC一部S
建築面積	1163.47	1451.66	680.91	228.83	7.42	111.37	5.28	1564.75
延べ面積	2769.25	2663.79	1778.98	228.83	7.42	108.48	5.28	2826.62
1階	1045.19	1286.36	654.93	228.83	7.42	108.48	5.28	1316.53
2階	993.83	1377.43	582.33	-	-	-	-	1299.97
3階	730.23	-	541.72	-	-	-	-	210.12
最高高さ	12.38	8.42	11.82	5.70	3.75	5.98	2.90	19.85

	⑨児童クラブ	⑩倉庫	⑪倉庫	⑫倉庫	⑬倉庫	⑭倉庫	⑮倉庫	合計
構造	S	S	CB	S	S	S	S	
建築面積	129.55	7.13	38.63	6.02	10.92	8.70	4.23	5418.87
延べ面積	213.88	7.13	38.63	6.02	10.92	8.70	4.23	10678.16
1階	121.67	7.13	38.63	6.02	10.92	8.70	4.23	4850.32
2階	92.21	-	-	-	-	-	-	4345.77
3階	-	-	-	-	-	-	-	1482.07
最高高さ	6.72	2.05	3.11	2.15	2.55	2.20	2.20	

配置図兼仮設計画図

参考図